

※ご注意

この届出書は、商品券の支給を希望されない場合のみ提出してください。

※この届出書を提出された方には、商品券を支給しません。

※商品券の支給を希望される場合は、申請手続きは不要です。

※商品券受領に関する意向確認のための届出としており、希望しない方のみ提出していただくこととしています。

様式第2号（第5条第2項関係）

受領書

私は、草津市子育て世帯への生活応援商品券支給事業に伴う商品券を下記のとおり、確かに受領しました。

対象児童名： \_\_\_\_\_

受領者

住 所

氏 名

連絡先

様式第3号（第6条第2項第4号関係）

子育て世帯への生活応援商品券支給事業に係る商品券の送付先等変更届出書

(宛先) 草津市長

私(対象者)は、子育て世帯への生活応援商品券支給事業に係る商品券について、以下の通り、送付先の変更を希望します。

令和 年 月 日

ふりがな 対象者氏名 \_\_\_\_\_ ※自署

対象者生年月日 昭和・平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

対象者連絡先 ※対象者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写しを添付してください。

※以下のいずれかにチェック☑してください。

本人が受け取るが送付先が異なる場合 (※以下を記載) \_\_\_\_\_

変更後の送付先 \_\_\_\_\_

受取人が異なる場合 (※以下を記載) 【委任状】 ※いずれかを○で囲む。その他の場合には理由を( )内に記載

私(対象者)は、次の理由により商品券の受領が困難なことから、下記の者を代理人として、商品券の受領に関する権限を委任します。

受取困難な理由( ) 受取困難な理由( ) 受取困難な理由( ) 受取困難な理由( )

ふりがな 代理人氏名 \_\_\_\_\_ 対象者との続柄 \_\_\_\_\_ ※自署

代理人住所(送付先) \_\_\_\_\_

代理人連絡先 ※代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写しを添付してください。

(※裏面有り)

【商品券送付先変更を希望される方】

※この用紙に必要事項を記入のうえ、令和 年 月 日( )必着で、同封の返信用封筒により郵送をお願いします。 ※対象者への送付を原則としますが、特段の事情がある場合(簡易書留の受領が困難な場合)に限り、委任状欄に必要事項を記入いただければ、代理人へ送付させていただきます。

送付先変更を希望する場合

商品券は、この封筒に入っているお知らせの表面に記載している住所に送付させていただきます。

送付先等の変更を希望される場合には、この届出を提出していただければ、送付先等を変更させていただきます。

この用紙の表面の「日付、対象者氏名(ふりがな)、生年月日、対象者連絡先」を記載の上、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写しを添付いただき、

① 本人が受け取るが、送付先の住所を変更する場合

「□本人が受け取るが送付先が異なる場合」の□にチェック(☑)してください。

変更後の送付先を記載してください。

※対象者あての郵便物に変更後の送付先住所に届く必要があります。一時的な同居等では郵便物が届かない可能性がありますので、御注意願います。

※「○○施設内」や「○○様方」等、必要な情報を追記いただき、確実に郵便物が郵送されるよう、御対応いただきますようお願いいたします。

② 本人以外を受取人とする場合

「□受取人が異なる場合」の□にチェック(☑)してください。

委任状欄に受け取りが困難な理由を御記入いただき、代理人氏名(ふりがな)、対象者との続柄、代理人住所、代理人連絡先を記載してください。

代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)の写しを必ず添付してください。

※代理人の本人確認書類が提出されない場合には、送付先変更を行いませんので御注意願います。

※代理人の方には、詳細について個別にお問い合わせさせていただく場合があります。 ※商品券の受取は令和5年12月28日(木)までとなります。

あらかじめ長期不在となることがわかっている場合や、対面での受取が困難な方等については、この届出書により送付先等を変更していただき、商品券の受取ができるよう御対応をお願いいたします。

(令和5年8月23日揭示済み)

草津市告示第213号

草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月23日

草津市長 橋川 渉

草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う民設児童育成クラブ運営事業者に対し、安全な保育環境の確保を図るため、児童育成クラブの送迎用バスにおける児童の置き去り防止を支援する装置を設置するために必要な経費に対し、予算の範囲内で草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、令和5年度(令和4年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業等(令和4年度第2次補正予算分)分)の国庫補助について

(令和5年7月14日付けこども家庭庁こ成事第356号こども家庭庁長官通知)別紙令和5年度(令和4年度からの繰越分)保育対策総合支援事業費補助金(保育所等改修費等支援事業等(令和4年度第2次補正予算分)分)交付要綱および草津市補助金等交付規則(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)および児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第32号)および規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民設児童育成クラブ 児童福祉法第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業(草津市児童育成クラブ条例(昭和61年草津市条例第25号)第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。)の施設をいう。

(2) 送迎用バス 児童の送迎を目的とした自動車(座席が2列以下の自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)をいう。

(3) 安全装置ブザー その他の児童の置き去り防止を支援する装置(送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日公表)に適合したものに限る。)をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱(平成27年草津市告示第180号)の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けている者のうち、送迎用バスを運行するものとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金所要額調書(別記様式第1号)

(2) 必要な装置・機器の購入費、リース料、導入費用

の仕様および経費の明細が確認できる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金実績額調書(別記様式第2号)

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第8条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が確定した場合(消費税等仕入控除税額が0円の場合を含む)には、別記様式第3号による報告書を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年8月23日から施行し、令和5年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条第1項関係)

補助要件および補助対象経費	補助基準額
児童育成クラブにおける保育環境改善等事業（安全対策事業）を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用に係る経費。ただし、令和6年3月31日までに送迎用バスへの安全装置の設置を完了しているものに限る。	送迎用バス1台あたり 88,000円

別記

様式第1号（第5条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金所要額調査書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金実績額調査書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

草津市長 様

申請者

㊤

草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金に係る  
消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市民設児童育成クラブ送迎用バス安全装置設置事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 額の確定額

円

2 消費税等の申告により確定した消費税仕入控除税額

円

3 添付資料

消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和5年8月23日揭示済み）

草津市告示第214号

令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月24日

草津市長 橋 川 涉

令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、市内に所在する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項または同法第35条第4項の認可を受けた保育所、幼保連携型認定こども園および地域型保育事業所（以下「保育所等」という。）において新型コロナウイルスの感染者や感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために行う事業について、予算の範囲内において令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。

以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業の要件)

第2条 補助対象事業は、保育所等が実施する「認可保育所等設置支援事業の実施について」(令和5年4月19日付こ成保第15号こども家庭庁成育局長通知)の別添5に定める「保育環境改善等事業実施要綱」のうち、環境改善事業(新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業)における事業とする。

(補助金額)

第3条 補助金の額は、保育所等1箇所当たり、対象経費の実支出額から寄附金その他の収入を控除した額と次の各号に定める補助基準額を比較して少ない方の額とし、千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

- (1) 定員19人以下 30万円
- (2) 定員20人以上59人以下 40万円
- (3) 定員60人以上 50万円

(交付申請書の添付書類)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調書(別記様式第1号)
- (2) 収支予算書または見込書の抄本
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書または見込書の抄本
- (3) 事業の完了を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類  
(交付の条件)

第6条 市長は、この補助金の交付の決定に際し、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産に

ついては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を市に納付させる場合があること。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告すること。この場合において、当該仕入控除税額を市に返納すること。
- (8) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、または効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具およびその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月24日から施行し、令和5年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第6条に規定する交付の条件については、同日後もなおその効力を有する。

別記  
様式第1号(第4条第1号関係)

令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金所要額調査

施設名: \_\_\_\_\_

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑥

様式第2号(第5条第1号関係)

令和5年度草津市保育環境改善等事業補助金精算額調査

施設名: \_\_\_\_\_

対象経費総額①	寄付金その他収入額②	差引額③ (①-②)	補助基準額④	補助所要額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	補助金精算額⑥

(令和5年8月24日揭示済み)

草津市告示第215号

草津市すっきりさわやかサービス事業に関する紙おむつ等処分費用負担軽減実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市すっきりさわやかサービス事業に関する紙おむつ等処分費用負担軽減実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、草津市介護保険条例(平成12年草津市条例第10号)第7条の3に定める市町村特別給付(以下「すっきりさわやかサービス事業」という。)の利用者に割引券を交付することで、利用者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 割引券 前条の目的を達成するために、草津市(以下「市」という。)によって交付されるすっきりさわやかサービス割引券をいう。
- (2) 交付対象者 草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱(平成30年草津市告示第89号)第2条に定める給付対象者の登録を受け、かつ、交付日時点で市に住民票を有する者をいう。ただし、3月に登録を受けた者については、3月13日までに

登録がある者に限る。

- (3) 特定取引 すっきりさわやかサービス事業により、紙おむつおよびパッドの給付を受ける交付対象者が割引券により利用者負担の一部を支払う手段として使用することをいう。
- (4) 特定事業者 市からすっきりさわやかサービス事業の受託者として委託を受け、特定取引を行い、市に割引券の換金を申し出ることができる事業者をいう。

(割引券の交付等)

第3条 市は、この要綱に定めるところにより、交付対象者に割引券を交付する。

2 割引券の交付額は、交付対象者1人当たり別表に定めるとおりとする。

(割引券の使用範囲等)

第4条 割引券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

2 割引券の使用期限は、当該年度の3月分配達時までとする。

3 割引券の券面に表示された額を分割で使用することはできない。

4 割引券は、転売、譲渡および第2条第4号以外による換金を行うことができない。

5 割引券は、交付された本人またはその代理人に限り使用することができる。

(特定事業者の責務)

第5条 特定事業者の責務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特定取引において、正当な理由なく、割引券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 割引券の交換、譲渡および売買を行ってはならない。
- (3) 市と適切な連携体制を構築しなければならない。(不当利得の返還)

第6条 市長は、割引券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、不当に利得した額を返還させ、草津市すっきりさわやかサービス事業の登録等に関する要綱による給付登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により、割引券を受取したとき。
- (3) 割引券を譲渡、交換および売買したとき。
- (4) この要綱に定める目的以外で割引券を使用したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第3条第2項関係）

すっきりさわやかサービス事業への登録日	割引券の 交付額
4月1日～9月30日	500円
10月1日～3月13日	300円

なお、前年度から登録がある者の登録日は、4月1日とする。

(令和5年8月25日揭示済み)

草津市告示第216号

草津市日常生活用具給付対象者等市指定ごみ袋交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月29日

草津市長 橋 川 渉

草津市日常生活用具給付対象者等市指定ごみ袋交付要綱

草津市在宅腹膜透析者用市指定ごみ袋引換券交付要綱（平成29年草津市告示第112号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、紙おむつが常時必要な市民や在宅で腹膜透析を実施している市民に対して、市指定焼却ごみ類ごみ袋（以下「市指定ごみ袋」という。）を交付することで経済的負担の軽減を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（交付対象世帯）

第2条 市指定ごみ袋の交付を受けることができる世帯は、次のとおりとする。

- (1) 草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年草津市告示第214号）に基づき、紙おむつの給付を受けている者（以下「日常生活用具給付対象者」という。）の属する世帯
- (2) 草津市在宅心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱（平成10年草津市告示第96号）に基づき、紙おむつ購入費用の助成を受けている者（以下「在宅心身障害者（児）紙おむつ購入費助成対象

者」という。）の属する世帯

- (3) 市内に住所を有し、在宅で腹膜透析を実施している者（以下「在宅腹膜透析者」という。）の属する世帯

（交付の内容）

第3条 市指定ごみ袋の交付は、日常生活用具給付対象者、在宅心身障害者（児）紙おむつ購入費助成対象者または在宅腹膜透析者1人につき、交付回数は1年度1回とする。

2 市指定ごみ袋の交付に係る年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

（交付方法等）

第4条 市指定ごみ袋の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市指定ごみ袋交付申請書（別記様式）に、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市において、対象者を特定できる場合は、申請したものとみなすことができる。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、内容を審査し、交付対象として適当と認めるときは、申請者に対し、市指定ごみ袋を交付するものとする。

3 市指定ごみ袋を紛失し、または汚損した場合、市長は市指定ごみ袋の再交付は行わない。

4 第2条に規定する交付対象世帯となった世帯に対する当該年度分の市指定ごみ袋の交付枚数については、第1項に規定する申請書の提出の日を基準日として、別表に定めるとおりとする。

（譲渡の禁止）

第5条 市指定ごみ袋の受給者は、この要綱により交付された市指定ごみ袋を他者に譲渡してはならない。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第4条第4項関係）

申請書提出日	市指定ごみ袋交付枚数
10月1日～3月31日	50
4月1日～9月30日	30

別記  
様式（第4条第1項関係）

市指定ごみ袋交付申請書

年 月 日

（申請先）

草津市長 宛

申請者 住所

氏名

（電話番号

）

市指定ごみ袋引換券の交付を受けたく、次のとおり申請します。

- ・日常生活用具給付対象者
- ・在宅心身障害者（児）紙おむつ購入費助成対象者
- ・在宅腹膜透析者

交 付 対 象 者	住 所	草津市				
	ふりがな 氏 名					
	生年月日	年	月	日生	年齢	歳
	現況等 ※腹膜透析を 実施している 方のみ	・在宅での腹膜透析の開始日 年 月から ・利用している医療制度 （特定疾病療養受療証・更生医療・福祉医療費助成）				
申請者との関係	本人・（ ）					

（備考）

- 1 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができます。
- 2 在宅で腹膜透析を実施している方は、その旨が分かる書類（処方箋・領収書・受領書・レシート等の写し）を添付して提出してください。

（令和5年8月29日揭示済み）

草津市告示第217号

草津市子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和5年8月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子育てのために紙おむつ等を使用する世帯の負担を軽減することにより、子育て世帯の福祉の増進に資することを目的として、子育て世帯に市指定ごみ袋を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市指定ごみ袋 草津市が指定する指定焼却ごみ類

ごみ袋（30L）をいう。

(2) 対象乳幼児 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている令和5年10月1日以降に出生した2歳に満たない者または令和5年10月1日以降に転入した2歳に満たない者をいう。

（支給対象者）

第3条 草津市子育て世帯への市指定ごみ袋の支給の対象となる者は、住民基本台帳に記録されている対象乳幼児と同居している父、母、養育する祖父母または里親とする。

（市指定ごみ袋の枚数）

第4条 対象乳幼児一人につき支給する枚数は別表に定めるところによる。

2 前項の規定による市指定ごみ袋の支給は、対象乳幼児一人につき1回限りとする。

（支給の時期）

第5条 市指定ごみ袋の支給時期は、支給対象者が出生届または転入届を提出した日以後に市指定ごみ袋を支給する。

2 前項の規定による市指定ごみ袋の支給時期は、対象乳幼児が2歳に到達する日の前日までとする。ただし、支給対象者の責めに帰すことができない理由がある場合はこの限りではない。

（事前確認）

第6条 市長は、市指定ごみ袋に係る支給について、第3条に規定する支給対象者に対して書面または窓口において事前に意向確認をするものとする。

2 支給対象者は、前項の意向確認の際、市指定ごみ袋の支給を希望しない旨の届出書（別記様式第1号）を市長が定める期日までに提出することにより支給の辞退を届け出ることができる。

3 前項に規定する辞退の届出を期日までに行わなかった者については、支給の意向があるものとみなす。

（支給の方法）

第7条 支給対象者に対する市指定ごみ袋の支給は、窓口または郵送にて行う。

2 市指定ごみ袋を窓口で受領した者は、受領証（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

（代理受領）

第8条 支給対象者がやむを得ない事由により市指定ごみ袋を受領することができないときは、次に掲げるいずれかの者が市指定ごみ袋を代理して受領することができる。

- (1) 支給対象者の属する世帯の世帯構成員
- (2) 支給対象者の法定代理人

- (3) 支給対象者から委任を受けた者
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項の規定により市指定ごみ袋を受領しようとする者は、前項各号に掲げる者に該当することを証明するため、次に掲げるいずれかの書類を提出し、または提示しなければならない。
- (1) 代理人本人に係る公的機関から発行された顔写真付きの本人確認書類
  - (2) 前項第2号に該当する者にあつては、その資格を証明する書類
  - (3) 前項第3号に該当する者にあつては、委任されたことが分かる書類
- (禁止事項)

第9条 この要綱に基づき支給を受けた市指定ごみ袋を他者に譲渡してはならない。  
(返還)

第10条 市長は、支給対象者が虚偽その他不正の手段により市指定ごみ袋の支給を受けた場合、その者に対し、支給を行った市指定ごみ袋または支給した市指定ごみ袋相当額の金額の返還を求める。

2 支給対象者が市指定ごみ袋の支給を受けた後、対象乳幼児が2歳に到達するまでの間に死亡または転出等した場合においては、市指定ごみ袋の返還を求めないものとする。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

支給対象	支給枚数
出生時	100枚（50枚/年×2年）
転入届出時の年齢が6カ月未満	100枚（50枚/年×2年）
転入届出時の年齢が6カ月以上1歳未満	80枚（50枚/年×1年+30枚）
転入届出時の年齢が1歳以上1歳6カ月未満	50枚（50枚/年×1年）
転入届出時の年齢が1歳6カ月以上2歳未満	30枚

別記  
様式第1号（第6条第2項関係）

草津市子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業に係る  
市指定ごみ袋の支給を希望しない旨の届出書

(宛先)  
草津市長

私（対象者）は、草津市子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業に係る市指定ごみ袋について、支給を希望しない旨を届けます。

年 月 日

届出者住所 \_\_\_\_\_  
※届出者住所には住民票上の住所を記載

届出者氏名 \_\_\_\_\_  
※自署

届出者生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

届出者連絡先 \_\_\_\_\_

乳幼児との続柄 \_\_\_\_\_

※御注意ください

**この届出書は、市指定ごみ袋の支給を希望されない場合のみ提出してください。**

※この届出書を提出された方には、市指定ごみ袋を支給しません。

※市指定ごみ袋の支給を希望される場合は、申請手続きは不要です。

様式第2号（第7条第2項関係）

受 領 証

私は、草津市子育て世帯への市指定ごみ袋支給事業に伴う市指定ごみ袋を下記のとおり、確かに受領しました。

記

1. 受領日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

2. 乳幼児の氏名等

乳幼児の氏名	生年月日	年齢	枚数
	年 月 日	・6カ月未満	・100枚
		・6カ月以上1歳未満	・80枚
		・1歳以上1歳6カ月未満	・50枚
		・1歳6カ月以上2歳未満	・30枚
	年 月 日	・6カ月未満	・100枚
		・6カ月以上1歳未満	・80枚
		・1歳以上1歳6カ月未満	・50枚
		・1歳6カ月以上2歳未満	・30枚
	年 月 日	・6カ月未満	・100枚
		・6カ月以上1歳未満	・80枚
		・1歳以上1歳6カ月未満	・50枚
		・1歳6カ月以上2歳未満	・30枚

受領者住所 \_\_\_\_\_  
※届出住所には住民票上の住所を記載

受領者氏名 \_\_\_\_\_  
※自署

受領者生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

受領者連絡先 \_\_\_\_\_

乳幼児との続柄 \_\_\_\_\_

(令和5年8月31日揭示済み)